

大阪教育大学修学支援奨学金（給付型）
令和6年度募集要項
[一般採用]

大阪教育大学では、経済的理由により修学に困難がある学生を支援することを目的とする「大阪教育大学修学支援事業基金」を原資として、学業成績及び人物が優秀な者であって、経済的支援を必要とする者に対して、給付型の奨学金により、修学の支援を行うことを目的とする「大阪教育大学修学支援奨学金」を創設しています。

令和6年度の給付希望者を次のとおり募集しますので、希望者は所定の期限までに申請してください。

1. 支援対象、募集人数及び給付金額等

(1) 支援対象：修学支援新制度により国の支援を受けることができない中間所得層※¹

※¹ 収入の目安については、「4. 選考」の「●家計基準」を参照のこと

(2) 募集人数：学部学生 合計40名程度

(3) 給付金額：1人当たり5万円

私費外国人留学生は別募集とします。

2. 申請資格

次の(1)～(6)を満たすこと。

(1) 学部学生のうち、国による高等教育の修学支援新制度の支援対象でなく、かつ、経済的支援を必要とする者。

(2) 修学の意思があり、奨学生に相応しい者として指導教員等の推薦を受けていること。

(3) 令和6年10月1日において休学中でなく、かつ、令和6年度内において休学する予定がないこと。

(4) 過去に大阪教育大学学則76条による懲戒処分を受けていないこと。

(5) 令和6年10月1日において休学期間を除いた在学期間が修業年限内であること。

(6) 令和7年3月31日時点で満45歳未満であること。

3. 申請手順

奨学金を希望する学生は申請期限までに、以下の提出書類(1)、(2)を提出してください。

申請期限：令和6年10月9日(水) 17時15分

(申請者数によっては、当該期間を延長することがあります。)

提出書類：(1) 大阪教育大学修学支援奨学金給付申請書(所定様式)

(2) 学生本人と学資負担者(原則 父母※²)の最新の課税証明書※³又は非課税証明書(市役所等で発行してもらうこと)

※² 学資負担者の定義は別紙を参照のこと

※³ 課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。

1. 課税標準額 2. 調整控除額 3. 税額調整額 4. 扶養親族数
5. 控除等に係る本人該当区分 6. 合計所得金額 7. 総所得金額等

(課税証明書は市区町村によって、書類の名称は違います。課税証明書が所得証明書を兼ねている場合があります。所得額、課税額を証明する内容の書類であれば、名称は問いません。ただし、住民税の決定、変更通知や納税証明書は不可。)

4. 選考

提出書類に基づき、以下により大阪教育大学が選考する。

●家計基準

令和6年度において、あなたと学資負担者の支給額算定基準額※⁴の合計が51,300円以上154,500円未満であること。

※⁴ 支給額算定基準額＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）
（100円未満切り捨て）

注) 市区町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、支給算定基準額が0円となります。

注) 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に申請者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

注) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は収入基準判定に影響しません。

【別表】家計基準を満たす収入・所得金額の目安

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2人	あなた, 親①(ひとり親) (★)	約403~649	約273~452
3人	あなた, 親①(ひとり親) (★), 高校生	約458~677	約312~494
4人	あなた, 親①(★), 親② (無収入), 高校生	約462~698	約349~526
	あなた, 親①(★), 親② (給与所得者), 高校生	親①: 約410~656 親②: 約156~155	親①: 約263~453 親②: ~約155
5人	あなた, 親①(★), 親② (パート), 高校生, 中学生	親①: 約462~698 親②: ~約100	親①: 約353~530 親②: ~約100

(注1) 給与を受けている場合は、年間の収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となります。

(注2) 表中の数字はあくまで目安です。目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。

●学力基準

令和6年度前期までの成績を基に、次表の修得単位数及び学力評価点の基準以上であること。

回 生	修得単位数		学力評価点
	昼間	夜間	
学部 1	15	11	23.0
学部 2	45	33	
学部 3	80	58	
学部 4	115	86	
学部 5	—	115	

3年次編入生は、既修得単位で認定された単位を含む。

●学力評価点の算定方法

今年度前期までの成績を基に、次の算式により得た数値（小数点第2位を四捨五入）

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \times 10$$

学力評価点が22.95点以上 → 適格, 学力評価点が22.95点未満 → 不適格

5. 採否決定及び通知

選考に基づき、大阪教育大学学生支援実施委員会が採否を令和6年11月中旬頃に決定のうえ、申請者に通知する。ただし、適格者の無い場合は、該当者無しとする。

6. 奨学金の給付方法

授業料振替口座に一括支給するため、授業料振替口座の手続きは確実にを行うこと。

(令和6年12月下旬に支給予定)

7. 奨学金の返還

採用決定した者(以下奨学生という。)が、次のいずれかに該当する場合は、既に支給した奨学金を返還させることがある。

- (1) 懲戒処分を受けたとき
- (2) 学業成績が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 申請書類に虚偽があり、採用決定が取り消されたとき
- (5) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき

8. 奨学金目録授与式

奨学生に対して令和6年11月下旬～12月頃に奨学金目録授与式を行う予定であるので、出席するようにしてください。

9. その他

奨学生は、大阪教育大学の広報活動等に協力いただくことがあります。

(申請書類提出・問い合わせ窓口)

学務部学生支援課奨学厚生係

〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1

TEL:072-978-3491/3305 FAX:072-978-3317

E-mail:syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

※ 受付時間：8：30～17：15（土曜日，日曜日，祝日は除く。）

※ 申請書を郵送する場合は特定記録等の記録郵便で必着のこと。郵送の場合は、封筒の表面に「修学支援奨学金給付申請書 在中」と朱書きすること。

学資負担者の定義について

I 父母ともにいる場合		学資負担者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・あなた自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
II 父母が離婚調停中		学資負担者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父または母（1名）
III 父母が離婚		学資負担者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名） ※あなたと別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は2名となります。
3	父母が離婚後、再婚（事実婚含む）している	父又は母と再婚相手（2名）
IV 父母と死別又は意識不明		学資負担者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）		学資負担者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（1名） ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、あなた（1名）が生計維持者となります。
VI 配偶者がいる場合		学資負担者
1	あなたが結婚しており、配偶者がいる場合	あなた、配偶者（2名）